

平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩澤 太朗
(コード番号 2540 東証・名証 第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 田中 英雄
(TEL 03-3462-8138)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 96 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、第19条の取締役の員数を現在の 8 名以内から10名以内に増員するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第28条（社外取締役との責任限定契約）及び第36条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、変更案第28条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 上記変更に合わせて条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 (条文省略) (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第20条) (条文省略)</p> <p>第27条 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 (現行どおり) (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第20条) (現行どおり)</p> <p>第27条 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第28条 <u>当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条) (条文省略)</p> <p>第34条 (新設)</p> <p>第35条) (条文省略)</p> <p>第43条</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条) (現行どおり)</p> <p>第35条 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第36条 <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条) (現行どおり)</p> <p>第45条</p>

以上